

令和6年9月17日

各位

愛知県印刷工業組合
担当副理事長 箕浦 靖夫
労務・新人教育委員長 山本 芳弘
(事務局 TEL 052-962-5771 担当:加藤)

令和6年度後期

【鉛・有機溶剤・特定化学物質取扱者健康診断（特殊健診）】ご案内

労働安全衛生法において、鉛・有機溶剤・特定化学物質の取扱者に対して【事業主は原則として、雇入れ時、当該業務への配置替えの際及び、その後6月以内ごとに1回定期的に、それぞれ特別の健康診断（特殊健診）を実施しなければならない。】と義務付けられています。

愛知県印刷工業組合では、組合員企業所属の該当者様に「特殊健診」を継続して受診していただくため、半年に一度ご案内をしています。

次頁以降に記載の化学物質を使用されている事業所におかれましては、該当する従業員様の受診を必ず実施されますようお願いください。

なお、検査項目、検査内容等につきましては、健診機関へお問い合わせください。

【組合がご案内する健診機関】

※ 貴社特定の健診機関がない場合は、下記機関をご利用ください。

※ 検査料は別紙をご参照ください。

➤ (一社)オリエンタル労働衛生協会 (担当 徳永様)

名古屋市千種区今池 1-8-4 TEL 052-732-2200 / FAX 052-733-7100

※ 上記の機関を利用されます場合は、別紙1「特殊健診受診申込書」に必要事項をご記入のうえ、直接 FAX でお申込みください。

※ 実施日時、場所につきましては、健診機関と貴社とで調整してご決定ください。

※ 有機溶剤取扱者健康診断の「基本健診」受診にあたっては、別紙1②の[表2]の下に、使用されている有機溶剤 ([表3]に記載の番号) を必ずご記入ください。

(注) 平成26年11月1日の特定化学物質障害予防規則(特化則)の改正により「有機溶剤取扱者健康診断」の対象物質であった指定有機溶剤のうち、下記の10物質が「特定化学物質健康診断(特化則健診)」の対象物質に変更されていますのでご注意ください。(別紙1②[表4]参照)

| 特化則検査項目に変更された物質名 | |
|---------------------------------|-------------|
| テトラクロルエチレン(パークレン)(別名:パークロルエチレン) | スチレン(スチロール) |
| トリクロルエチレン(トリクレン) | クロロホルム |
| 1,4-ジオキサン(別名:二塩化メチレン) | 四塩化炭素 |
| 1,2-ジクロルエタン(別名:二塩化エチレン) | ジクロルメタン |
| 1,1,2,2-テトラクロルエタン(別名:四塩化アセチレン) | メチルイソブチルケトン |

別紙1①

(愛知県印刷工業組合)

特殊健診受診申込書 (令和6年度後期)

1/2

【健診機関・申込先】 (一社)オリエンタル労働衛生協会 御中

担当 徳永様 → FAX 052-733-7100

| | | |
|---------|----------|-----|
| 事業所名 | () (支部) | |
| 代表者名 | | |
| 所在地 | (〒) | |
| TEL・FAX | TEL | FAX |
| 担当者職・氏名 | | |

○ 鉛取扱者健診： _____人 (検査料：4,500円+消費税) / 他、医師が必要と認める検査：実費

○ 有機溶剤取扱者健診 (検査料は下記表のとおり)

① 基本健診： _____人 ([有機溶剤指定健診] と [有機溶剤基本健診] の受診者合計人数)

② 指定健診： _____人

※ 該当する有機溶剤等「化学物質」の有無をよく確認してください。

※ 対象有機溶剤は下記物質を合わせて5%を超えて含有しているものです。

※ 胆管がん検査項目 → [表1]1,1,1-トリクロロエタン [表4]ジクロロメタン

◆表1 指定有機溶剤取扱者健診 (指定健診) 検査項目と検査料 (円/人 ※消費税別)

| 指定有機溶剤名 | 検査料 | 受診人数 | 受診者姓名 (全員を記入) |
|--|--------|------|---------------|
| キシレン (キシロール) | 3,000円 | 人 | |
| トルエン (トルオール) | 3,000円 | 人 | |
| 1,1,1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) | 3,000円 | 人 | |
| ノルマルヘキサン (n-ヘキサン) | 3,000円 | 人 | |
| N,N-ジメチルホルムアミド (DMF) | 4,000円 | 人 | |
| クロルベンゼン | 1,500円 | 人 | |
| オルト-ジクロロベンゼン | 1,500円 | 人 | |
| 1,2-ジクロロエチレン (別名：二塩化アセチレン) | 1,500円 | 人 | |
| クレゾール | 1,500円 | 人 | |
| エチレングリコールモノエチルエーテル (別名：セロソルブ) | 1,000円 | 人 | |
| エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名：セロソルブアセテート) | 1,000円 | 人 | |
| エチレングリコールモノメチルエーテル (別名：メチルセロソルブ) | 1,000円 | 人 | |
| エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名：ブチルセロソルブ) | 1,000円 | 人 | |
| 二硫化炭素 | 1,000円 | 人 | |

* [表1]には有機溶剤基本健診及び鉛取扱者健診の検査料は含んでいません。

* 以上に該当しない有機溶剤をご使用の場合は、その有機溶剤名をご記入ください。

◆表2

| | | |
|----------------|--------------|---|
| 有機溶剤基本健診のみの受診者 | 2,000円(消費税別) | 人 |
|----------------|--------------|---|

*基本健診受診にあたり、ご使用の有機溶剤名を[表3]に記載の番号でご記入ください。

※ お使いの有機溶剤名については各メーカーへお尋ねいただくか、MSDS(データシート)及び前回の個人票をご確認ください。

◆表3 有機溶剤取扱者健康診断「基本健診のみ」の対象物質(検査料:2,000円/人 ※消費税別)

| 種別 | 基本健診有機溶剤名 | | |
|------------|-------------------------|---|----------------------------|
| 第2種 | 1. アセトン | 2. イソブチルアルコール(IBA) | 3. エチルエーテル |
| | 4. イソプロピルアルコール(IPA) | 5. イソペンチルアルコール(別名:イソアミルアルコール) | |
| | 6. 酢酸イソブチル | 7. 酢酸イソプロピル | 8. 酢酸エチル(酢エチ) |
| | 9. 酢酸イソペンチル(別名:酢酸イソアミル) | | 10. シクロヘキサノール |
| | 11. シクロヘキサノン(アノン) | 12. テトラヒドロフラン(THF) | |
| | 13. 1-ブタノール(n-ブタノール) | 14. 2-ブタノール(イソブタ) | 15. 酢酸プロピル |
| | 16. メタノール(メチルアルコール) | 17. メチルエチルケトン(MEK) | 18. 酢酸ブチル(酢ブチ) |
| | 19. メチルシクロヘキサノール | 20. メチルシクロヘキサノン | 21. 酢酸メチル(酢メチ) |
| | 22. メチルブチルケトン(MBK) | 23. 酢酸ペンチル(別名:酢酸アミル) | |
| | 第3種 | ※以下については、タンク内(例:地下室、窓を開けていない屋内作業場等)における業務に適用されます。 | |
| 25. ガソリン | | 26. コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む) | |
| 27. 石油エーテル | | 28. 石油ナフサ | 29. 石油ベンジン(灯油、石油、白ガソリンを含む) |
| 30. テレピン油 | | 31. ミネラルスピリット(ミネラルシンナー等を含む) | |

◆表4 特定化学物質健康診断の対象物質名と検査料

(円/人 ※消費税別)

| 物質名 | 検査料 | 受診人数 | 受診者姓名(全員を記入) |
|-------------------------------------|---------|------|--------------|
| スチレン(スチロール) | 10,000円 | 人 | |
| ジクロロメタン(別名:二塩化メチレン) | 3,000円 | 人 | |
| メチルイソブチルケトン | 2,000円 | 人 | |
| トリクロルエチレン(トリクレン) | 6,000円 | 人 | |
| 1,4-ジオキサン | 3,000円 | 人 | |
| クロロホルム | 3,000円 | 人 | |
| 四塩化炭素 | 3,000円 | 人 | |
| 1,2-ジクロロエタン(別名:二塩化エチレン) | 3,000円 | 人 | |
| テトラクロルエチレン(パークレン) (別名:パークロルエチレン) | 6,000円 | 人 | |
| 1,1,2,2-テトラクロルエタン (別名:四塩化アセチレン) | 3,000円 | 人 | |

◆その他

【健診実施にあたって都合が悪い日】 _____

以上